

第六十二号議案

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の二の見出しを「（中核市の適用除外）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（景観行政団体である区市町村が処理する事務の範囲等）

第六十六条の三 法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、町田市が処理することとする。

附 則

1 この条例は、令和六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二十八条の規定に基づき、景観行政団体である町田市が処理する事務の範囲を定めるほか、規定を整備する必要がある。